

保護者様

令和 年 月 日

新潟県立新井高等学校長

学校感染症に伴う出席停止について

このたびの疾病につきまして、学校感染症に該当する場合、学校保健安全法第19条の規定により、他の生徒にうつるおそれのある間は登校できないことになっています。

医師の診察を受け、家庭で十分な休養をとってください。また、学校感染症である場合、下記の主治医による登校許可証明書を学校へ提出して登校させてください。出席停止の期間は欠席とはみなしません。

主治医様

新潟県立新井高等学校長

ご多用中恐れ入りますが、このたびの疾病につきまして、学校感染症である場合、お手数でも下記の登校許可証明書にご記入の上、保護者にお渡しくださいますようお願いいたします。

学校長様

登校許可証明書

新潟県立新井高等学校

年 組 氏名

疾病名

- 1 インフルエンザ
- 2 百日咳
- 3 麻疹
- 4 流行性耳下腺炎
- 5 風疹
- 6 水痘
- 7 咽頭結膜熱
- 8 結核
- 9 腸管出血性大腸菌感染症
- 10 流行性角結膜炎
- 11 急性出血性結膜炎
- 12 その他 ()

上記の疾病は、軽快していますので登校してもさしつかえありません。

令和 年 月 日

医療機関名又は
医師名

印